

規制改革会議
貿易タスク・フォース

平成19年11月16日
財務省提出資料

1. 原産地証明制度の継続的見直しについて

規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）において、『EPAに基づく原産地証明制度について、利用者の視点に立った、真に「使い勝手のよい」制度とするため、例えば、原産地証明書の発給主体の多様化、発行手数料の軽減、発給処理期間の短縮、電子化など、その在り方を継続的に見直す』とされているところ、具体的にどのような見直しを行っているのか、体制、検討状況等についてご教示願いたい。

(回答)

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」の運用に係る事項であり、経済産業省において検討されているものと承知している。

2. 自己証明制度の導入について

(1) 上述の3か年計画において、『コンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入については、経済連携協定相手国との交渉を経て決まる合意事項であるところ、他の事項とのバランス等を考慮しつつ交渉の中で決めるべきものであるが、これらについての検討も積極的に進める。』とされているところ、これまでにどのような検討を行ってきたのか、ご教示願いたい。

(回答)

現在行われている日スイス経済連携協定の交渉において、スイス側より、認定輸出者による自己証明制度の受入れが求められているところ、昨年12月にとりまとめられた共同研究会報告書において日本側より指摘した事項を、再度指摘しているところである。

(参考)

昨年12月に取りまとめられた共同研究会報告書中の関連部分

Ⅲ-1.-(iii)

(8) 認定輸出者によるインボイスを用いた原産性証明を受けたスイス製品を受け入れることに関し、日本側より、新たな仕組みの導入を検討する基礎として、次に示すようないくつかの要素を確保することが必要である旨主張した。それは、スイスの認定輸出者制度の運用、原産性の確認の仕組み、認定輸出者に関する情報、輸出国側で実施する原産性の確認訪問への輸入国税関職員の立会い、確認要請に対する回答が不十分な場合に関税上の特惠待遇の適用を拒否する権利、確認結果における理由及び関連文書等の詳細な情報の交換、緊急の場合の適切な連絡体制の確立といったものである。

2. 自己証明制度の導入について

(2) 今後本格化することが想定される欧米先進国とのEPA交渉においては、欧米で主流となっている自己証明制度に対し、我が国として何かしらの検討を求められることは論を待たない。従って、所謂「市場アクセス」の議論と「原産地証明制度」の議論を混同することなく、特にコンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入に関して、必要な関係法令を整備し、我が国側の自己証明制度そのものの不備によって相手国との交渉が頓挫することのないよう準備すべき、と考えるが如何か。

(回答)

日本から輸出する貨物に係る自己証明制度に関しては、経済産業省において検討されているものと承知している。

一方、日本に輸入する際の「原産地証明」に関しては、現在、関税法及び関税法施行令において、公的機関が発給した原産地証明書の提出手続等に係る規定を定めているところ、今後の交渉を踏まえ対応して参りたい。

(参考)

関税法第 68 条第2項

2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む)を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

関税法施行令第 61 条第1項第2号

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第4項において「シンガポール協定」という。)、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(同項において「マレーシア協定」という。))又は戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(同項において「チリ協定」という。))又は経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(同項において「タイ協定」という。)をいう。以下この号において同じ。)における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の我が国以外の締約国(以下この号及び第4項において「締約国」という。)の原産品とされるもの(口において「締約国原産品」という。)であることを証明した原産地証明書(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物及び課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。)

関税法施行令第61条第4項

4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。この場合において、シンガポールにおいて発給される締約国原産地証明書にあつては、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由が

あると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内)に発給したものでなければならぬ。

一 シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
二 メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者又は当該貨物の生産者
三 マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
四 チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
五 タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者